

○環境省令第十三号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月九日

環境大臣臨時代理

国务大臣 野村 哲郎

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表主たる事務所の所在地の欄中「東京都新宿区高田馬場二丁目十四番二号」を「東京都新宿区四谷三栄町六番六号」に改める。

附 則

この省令は、令和五年九月十一日から施行する。